

科学技術イノベーション研究科 博士論文の公表に関する内規

平成30年2月27日制定

- 1 科学技術イノベーション研究科博士論文の公表に関する内規は、「神戸大学学位規定第19条」および「神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項」に準ずる。
- 2 原則として、「神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要領」第3の「やむを得ない事由」(1)の場合は「(様式4) 博士論文全文の非公表申請書」を、(2)(3)(4)の場合は「(様式1) 博士論文全文の公表延期申請書(新規)」を、博士論文提出時に教務学生係に提出するものとする。
- 3 但し、(2)(3)であっても、博士論文の内容を掲載した Journal 等(著作権保護)が「どのような場合であってもリポジトリでの公表不可」とする場合は、非公表申請も認める。その場合、非公表申請する者は、その証拠を教務学生係に提出するものとする。
- 4 提出された申請の採否にかかる原案は、研究科教務・入試委員会で審議する。同委員会での了承を経て、運営会議、教授会で承認を得る。結果は、本人に通知する。
- 5 博士論文全文の公表の延期を継続して希望する者は、延期承認期間終了2ヶ月前までに、「博士論文全文の公表延期申請(継続)」(様式2)を教務学生係に提出するものとする。
- 6 公表の延期理由が解消した場合には、速やかに「(様式3) 公表延期理由解消申請書」を教務学生係に提出するものとする。
- 7 様式2、様式3による申請についても、様式1、様式4の手順(上記3)に準じて審議する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。